

1 常時監視について

本市では、令和元年度からダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づく常時監視としてダイオキシン類濃度の測定を実施している。

2 令和2年度の常時監視結果

大気、河川水および河川底質についてダイオキシン類濃度の測定を実施した。その結果、すべての地点で環境基準を達成した。測定結果については、次の表のとおりであった。

ダイオキシン類の測定結果について(令和2年度)

調査結果

1 大気 (環境基準値:0.6pg-TEQ/m³)

測定月日	5月15日～ 5月22日	8月28日～ 9月4日	11月19日～ 11月26日	1月12日～ 1月19日	平均
測定地点					
山梨県衛生環境研究所	0.017	0.014	0.0077	0.030	0.017

(単位:pg-TEQ/m³)

2 河川水 (環境基準値:1pg-TEQ/L)

測定月日	10月7日
測定地点	
濁川 (濁川橋)	0.34

(単位:pg-TEQ/L)

3 河川底質 (環境基準値:150pg-TEQ/g)

測定月日	10月7日
測定地点	
濁川 (濁川橋)	0.46

(単位:pg-TEQ/g)

4 地下水 (環境基準値:1pg-TEQ/L)

測定月日	9月15日
測定地点	
山宮町	0.021

(単位:pg-TEQ/L)

5 土壌 (環境基準値:1000pg-TEQ/g)

測定月日	10月7日
測定地点	
市立朝日小学校	0.014

(単位:pg-TEQ/g)

以上